

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

独自

2 治療・健康に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(1) 医療ケア児等への手指消毒液等の配布

<p>支援内容</p>	<p>医療的ケアが必要となる障害児（者）において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各家庭等で使用する手指消毒用アルコール（3本）を配布します。対象者へは、市から直接配付します。</p>
<p>対象者</p>	
<p>申請手続に必要なもの</p>	
<p>受付場所及び受付時間</p>	
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市環境福祉部障害福祉課 （電話）0868-32-2067</p>
<p>備考</p>	